

発行：北出経営労務事務所
〒910-0011 福井市経田2丁目302-1 フェルビル203号室
TEL：0776 (58) 2470 FAX：0776 (58) 2480
発行日：2014年5月1日

今月のことば●人の喜びがわが喜び 人に喜んでいただくことによって、わが喜びとする。 仕事もプライベートもこれが原点。

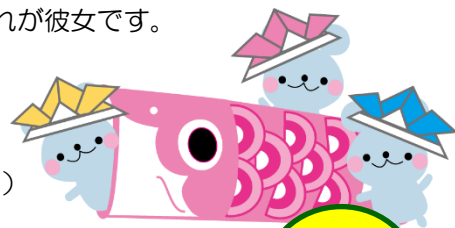
労働保険の年度更新の時期がやってまいりました (>_<)

社労士事務所としては5月後半から7月前半までが社会保険の算定の時期とも合わさって、慌しくなりますね。皆様にも資料請求や不明点の確認、押印等時間を割いていただくことがあるかと思いますが、その際には対応の程よろしく申し上げます <_ _>



先月号でお伝えしましたが、4月から事務所に新しいスタッフが入ってきました \(*^▽^*)/
主に経理と総務といった業務を担当しますので、皆様の会社へ顔見せということはめったにありませんが、事務所にお越しいただいた際に、一番最初に目に飛び込んでくる笑顔の女性、それが彼女です。
乞うご期待 (>▽<)
本人からのご挨拶は編集後記にて。

(前川)



セミナー案内

2014年新入社員研修のご報告

無事終了
しました

オープニング



おかげさまで今年で6年目を迎えた新入社員研修。今回は3月27、28日に開催いたしました。参加人数は過去最高の24社44名。8グループに分け、グループディスカッションを交えながら2日間実施させて頂きました。(^^♪

◆1日目◆

知らない面々の中、何が始まるのかとガチガチに緊張した受講生の皆さん(笑)まず「あなたの第一印象は？」と題して2人1組で相手のことを紹介してもらい、「自己紹介」ならぬ「他己紹介」からスタートしました。

その後は「新入社員研修はなぜ必要か」「学生と社会人の違い」「新入社員でもできること」「会社の目的は何か？」を講義&ディスカッションで考えてもらいました。身だしなみや言葉遣いなど職場におけるマナー講習も行いましたよ♪

◆2日目◆

1日目のマナー講習で学んだ名刺交換のロールプレイングからスタート。慣れないセリフに戸惑いながらも、各グループが一丸となって頑張りました！その他電話対応、メモの取り方、報・連・相などの社会人としての基本的な知識を習得して、最後は両親への感謝の手紙、1年後の目標設定で終了。研修後の受講生の顔は、充実感に満ちていました♪皆さんの今後の活躍が楽しみです！！

秋には
フォロー
アップ

新入社員フォローアップ研修

マナー講習



“教育”は継続して行うことでより高い効果が得られます。弊社では、毎年9月に“フォローアップ研修”を開催しております。この“フォローアップ研修”では、社会人として飛躍するコツを習得してもらうことを目的としています。開催要項はこちらの紙面、ホームページなどでご案内いたします。お楽しみに！【9月26日(金)に開催予定です】

けいえい ろうむ 相談室

当社では外回りの営業を行っている従業員が多数いますが、そのような業務形態に適した労働時間制度はあるのでしょうか。



外回りの営業や出張など社外で勤務する場合は、会社の直接の指揮監督下にはなく、具体的な業務内容や遂行方法は社員の自由に任せているケースが多いですね。そうすると、実際の労働時間を把握することができません。そこで、労働基準法では、「事業場外労働のみなし労働時間制」という制度が認められています。では、「事業場外労働のみなし労働時間制」とは何でしょう。

■事業場外労働のみなし労働時間制とは■

「事業場外労働のみなし労働時間制」とは、労働時間の全部または一部について事業場で業務に従事した場合において、**労働時間を算定し難いときは、所定労働時間または通常必要とされる時間を労働したものとみなす**制度です。



どんな仕事でも使えるの？

「事業場で業務に従事し、かつ、上司の具体的な指揮命令が及ばず労働時間を算定することが困難な業務」で使えるよ。具体的には、外回りの営業や出張など社外で勤務する場合かな。



■労働時間を算定し難いとき

上司の具体的な指揮命令が及ばず労働時間を把握できない場合です。下記のような場合具体的な指示や労働時間の把握ができると判断されています。

- ・ 何人かのグループ行動で、その中に労働時間の管理をする者がいる場合
- ・ 携帯電話などで随時上司の指示を受けながら働く場合
- ・ 事業場で訪問先や帰社時刻など当日の業務の具体的な指示を受けたのち、事業場で指示どおりに働き、その後帰社する場合 など



労働時間を算定できる場合は使えない



最近多い携帯電話や携帯端末を使用している営業は
・ 携帯電話で随時上司の指示を仰ぎ、上司が全ての行動を把握している場合
⇒労働時間を算定できる
・ 緊急時のみ連絡する場合
⇒労働時間を算定できない

厳密に言えば現在では、外回りで働く営業職やセールス職の労働者のほとんどはみなし制の適用対象とはならないです。



■「所定労働時間」または「通常必要とされる時間」働いたものとみなす

上記のように労働時間を定めることができます。

いずれにせよ、就業規則に「みなし労働時間制」を定める必要があります。

「所定労働時間」…就業規則に定めた所定労働時間

「通常必要とされる時間」…実態に即した労働時間を算定し、労使協定で定めた時間

【 所定労働時間を超える場合…労使協定

法定労働時間（8時間）を超える場合…労使協定を労働基準監督署に届出

※36協定も必要です。

が必要となります。



通常必要とされる時間は実際、**その業務（事業場外で）**を行うのに必要な時間です。実態に即した労働時間が望ましいです。

労働者と話し合い、労使協定を結ぶことをお勧めします。



◆◆◆運用の際には◆◆◆

事業場外労働のみなし制を取り入れる場合は、通常は「所定労働時間労働したものとみなす」とします。しかし、営業で外回りをして、内勤をすることもありますがね。この場合、注意が必要です。次回は、労働時間の一部を事業場内で労働した時をご説明致します。



働きやすい、やりがいのある会社の特長のひとつに『福利厚生』があります。会社にピリヤード場がある、カフェがある、月に1回ランチ会があるなどちょっと変わった『福利厚生』制度を聞いたことがあるかもしれません。働くという意味では給与は大きなポイントではありますが、会社から支給されるものは、給与だけではありません。給与以外の働き甲斐、『福利厚生』の制度について今回ご紹介します。参考にしてくださいね。

■■実はどんな会社にも福利厚生はある■■

社員にとって働きやすい環境を提供するという事は、会社にとって大事なことです。法律で義務付けられている労働保険（労災保険・雇用保険）や社会保険（健康保険・厚生年金）はもっとも基本的な福利厚生ですが、その他にも退職金制度、健康診断、慶弔見舞金、社員研修旅行、財形貯蓄、制服支給など案外福利厚生を導入している会社も多いのです。

■■福利厚生を大きく分ける■■

福利厚生を項目別に大きく10個に分類してみました。



1. 住宅

社宅、寮、家賃補助、新築祝い金など住宅に関する補助を導入

2. 医療、健康

健康診断、人間ドック、ジム、メンタルヘルス診断など医療・健康に関する補助を導入

3. レジャー

社員研修旅行、会員制リゾートホテル、BBQ、カフェ、誕生日会など社員が楽しむ制度を導入

4. 育児、介護

託児所、ベビーシッター、家族（扶養）手当など育児、介護に関する補助を導入

5. 慶弔災害

冠婚葬祭、災害見舞金など慶弔に関する補助を導入

6. 自己啓発

資格取得補助、資格手当、ビジネス書貸出し、教育制度に関する補助を導入

7. 資産形成

退職金、持ち株会、財形貯蓄、保険制度など資産形成に関する制度を導入

8. 制服、サポート等

制服、作業着、Tシャツ、靴、帽子などの被服や社員食堂、社員割引などの制度を導入

9. 休暇制度

誕生日休暇、配偶者休暇、アニバーサリー休暇、バーゲン休暇、設立記念日休暇など独自の休暇を導入

10. モチベーションアップ

給与時に社長からサンクスカード、社内表彰、永年勤続、アイデア手当、笑顔大賞、はがき大賞など会社独自の制度を導入

■■福利厚生を導入している企業は??■■

厚生労働省の「就労条件総合調査」によると、常時使用する労働者1人当たりの労働費用総額に福利厚生費が占める割合は、平均して18%程度となっているようです。

ほとんどの企業が導入しているのは、慶弔・災害見舞金（正社員対象）に関するものです。

また、最近はモチベーションアップのひとつとして社内提案制度、サンクスカード等様々な取り組みを導入している企業も増えています。傾向としては、規模が大きな会社ほど、多様な福利厚生制度を提供しているようですが中小零細企業でも独自の制度を導入しているところもありますので興味深いです^^

福利厚生制度は、リーマンショックなどの影響もあり一時期廃止する企業も増えましたが、最近また見直されています。給与以外の福利厚生の充実が社員の働き甲斐につながるということです。上記の福利厚生でご質問あれば何なりどうぞ！



ご不明な点は…

☎0776(58)2470
北出経営労務事務所
担当：北出まで

5月のおしらせ

第34回越前陶芸まつり（5月24日～26日）

越前焼の窯元が一堂に集まる県内屈指の大きなまつり。特に陶器市では、窯元の新作をはじめ、数多くの越前焼が通常価格の2割～3割引きでお買い求めいただけます。

☆場所☆ 越前陶芸村 ☆料金☆ 入場料無料

春季特別展「合戦」（3月21日～5月6日 ※定期休無、4月15日のみ休館）

躍動するサムライたちをいきいきと描いた合戦図屏風の数々を一堂に展示。福井ゆかりの戦国武将とその戦いを、わかりやすくビジュアルライズして紹介していく展覧会。

☆場所☆ 福井市立郷土歴史博物館

☆料金☆ 一般 600円、高大生500円、中学生以下・70歳以上・障がい者とその介助者は無料

お出かけ情報



健康保険被扶養者状況リストの提出

今年も5月末頃に「健康保険被扶養者状況リスト」が協会けんぽから送付されます。これは、本来扶養から外れるべき人が扶養に入ったままになっていないかを確認するものです。対象は、4月1日現在18歳未満の被扶養者及び4月1日以降認定を受けた被扶養者以外の方です。

リストを確認し、扶養から外れる方がいる場合は同封の「異動届」を提出して下さい。また、該当者がいない場合も返送が必要ですので、いま一度ご確認ください。

労働保険年度更新

平成25年度確定保険料及び平成26年度概算保険料の年度更新時期となりました。今年は、6月2日（月）から7月10日（木）までが申告・納付期間となります。年度更新に必要な書類は、5月末に労働局より郵送される予定です。同封されているお知らせやパンフレットなどをご覧ください、期間内に申告・納付してください。

住民税の納付（納期の特例）

住民税を給与から天引き（特別徴収）している事業所で、従業員が10人未満の場合は、源泉所得税と同様に「納期の特例」として半年に一度納めることが可能です。（別途、申請が必要です。詳細は各市町村にお問い合わせください。）11～5月分の納付は6月10日（火）が期限となっています。

編集後記



所長 北出慎吾

この時期になると休みの日は外に出る機会が増えてきます。息子のサッカーの試合を観に行くのですが、実は気になるのは日焼け(笑)。日焼け止めを忘れると、いつも鼻の頭やおでこが赤くなり、数日経つと皮がめくれて、申し訳ない姿に、、、そのまま、いい色具合になってくれるといいんですが、元に戻っちゃいます。昔は日焼けを気にせず外でがっつり遊んでいたのになあ。

子供の日付近は県内各地でイベントが開催されているので、毎年いろんなところに行ってます。イベントショーでは子供たちが前がいいと言うので、できる限り一番前に座ります。運がよければ、風船をもらえたり、キャラクターに触れたりしますしね。3年前のヒーローショーでは次女が敵に捕まって敵が困るくらい大泣きしたので、ヒーローショーだけは要注意ですよ（v^°）



前川 賢



佐藤早智代

先日、西山公園の桜を見に行きました。恒例の屋台チェック。屋台の中に飴屋さんを発見!! 店先を覗いてみるとトマト飴がありました～(°v°) 柿——! 金柑飴と一緒に早速購入! (^)v トマト飴は飴が割れるとトマトのジュシーなお汁が(°-°)ジュル 金官飴はさっぱりとしてこちらも(°_°)ウマ 何年か越しの夢が叶いました～。アッ! 桜きれいでしたよ～(^)

最近、友人と映画鑑賞に行ってきました。その映画はズバリ、「平成ライダーVS昭和ライダー」（笑）。館内は子ども連れのファミリーでいっぱいでした。しかし、そんなの関係ない!! 大の大人二人が、最初から最後まで興奮しっぱなしでした（笑）特に素晴らしかったのは、元祖仮面ライダー1号の本郷猛こと、藤岡弘さんが友情出演していたこと!! その変身シーンは、もはや圧巻でした。特に男性の皆さん、ぜひその勇姿をスクリーンでご覧下さい!!



坂野孝太

NEW FACE



山本麻衣

初めまして(^O^) 4月に入所致しました山本麻衣と申します。2歳児の子育て真っ最中の新米ママです! 久々の社会復帰でPC操作に戸惑い、数字を見るだけで頭痛がするほどヘタレなニューフェイスですが、活力溢れる所長をはじめとする先輩方に感化され、自分はデキル!!!!と信じて元気いっぱい頑張ります(ε▽ε)ゞビッ